小規模個人再生による再生手続廃止

平成２４年（再イ）第２１４号

千葉県習志野市谷津２丁目18番５号　ファミリーコーポ谷津Ａ棟101号

再生債務者　渡邊　万哲

１　主文　本件再生手続を廃止する。

２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。

平成25年４月22日

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２５年（再ロ）第４号

札幌市北区新川１条４丁目４番39号

再生債務者　長澤　拓也

１　決定年月日時　平成25年４月22日午前11時

２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成25年５月13日まで

４　一般異議申述期間　平成25年５月27日から平成25年６月３日まで

札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（再ロ）第１号

静岡県三島市青木307番地の３

再生債務者　村山　宇司

１　決定年月日時　平成25年４月22日午後５時

２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成25年５月20日まで

４　一般異議申述期間　平成25年５月27日から平成25年６月10日まで

静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（再ロ）第１号

徳島県徳島市三軒屋町東75番15

再生債務者　上田　将弘

１　決定年月日時　平成25年４月23日午前11時

２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成25年５月21日まで

４　一般異議申述期間　平成25年６月４日から平成25年６月11日まで

徳島地方裁判所民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２４年（再ロ）第５号

盛岡市玉山区好摩字野中278番地12

再生債務者　高橋　　豊

１　意見聴取に付する再生計画案　平成25年４月10日付け再生計画案

２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

３　２の書面の提出期間　平成25年５月14日まで

平成25年４月23日

盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（再ロ）第７号

岡山市北区西辛川343番地４

再生債務者　山本　佳幸

１　意見聴取に付する再生計画案　平成25年４月２日付け再生計画案

２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

３　２の書面の提出期間　平成25年５月14日まで

平成25年４月23日

岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（再ロ）第３号

大阪府四條畷市中野新町13番18―207号

再生債務者　吉田　秀雄

１　意見聴取に付する再生計画案　平成25年４月19日付け再生計画案

２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

３　２の書面の提出期間　平成25年５月20日まで

平成25年４月22日

大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２４年（再ロ）第２号

山形県米沢市大字吹屋敷841番地の５

再生債務者　加藤美智子

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成25年４月８日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年４月19日　山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（再ロ）第１７号

神戸市須磨区車字古川1333番地の１　グレーシィ須磨弐番館1121号

再生債務者　下山　和也

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成25年４月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年４月19日

神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２４年（再ロ）第４号

広島市安佐北区可部南１丁目８番45―303号　サニーコーポ武田Ⅰ

再生債務者　阿比留高政

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成25年４月18日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年４月19日

広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（再ロ）第７号

岐阜市粟野東５丁目551番地２

再生債務者　林　　文夫

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成25年４月18日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年４月23日　岐阜地方裁判所

厚生労働省共済組合定款の一部変更について

厚生労働省共済組合定款（平成12年12月27日制定）の一部を次のとおり変更する。

平成 25 年３月 28 日

厚生労働省共済組合代表者
厚生労働大臣　田村　憲久

第17条第１項第３号及び第４号を次のように改める。

⑶　出産費附加金

⑷　家族出産費附加金

第17条第１項第８号から第11号までを削る。

第18条第１号中「25,000円」を「25,000円（被扶養者が当該療養を受けた月における組合員の標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、50,000円）」に改め、同条第２号中「当該」を「これらの規定により支給される」に、「50,000円」を「50,000円（当該高額療養費の計算の基礎となる療養を受けた月における組合員の標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、100,000円）」に改める。

第20条及び第21条を次のように改める。

（出産費附加金）

第20条　法第61条第１項の規定により出産費を支給する場合は、40,000円を出産費附加金として支給する。

（家族出産費附加金）

第21条　法第61条第３項の規定により家族出産費を支給する場合は、40,000円を家族出産費附加金として支給する。

第24条中「休職になった日から３年（傷病手当金附加金支給期間が１年に満たない場合は、傷病手当金附加金支給開始後１年）」を「傷病手当金附加金支給開始後６月」に改める。

第25条から第27条までを次のように改める。

第25条から第27条まで　削除

第32条第１項の表中「$\frac{43.50}{1,000}$」を「$\frac{45.50}{1,000}$」に、「$\frac{5.69}{1,000}$」を「$\frac{5.78}{1,000}$」に、「$\frac{40.28}{1,000}$」を「$\frac{42.71}{1,000}$」に、「$\frac{46.72}{1,000}$」を「$\frac{48.29}{1,000}$」に、「$\frac{87.00}{1,000}$」を「$\frac{91.00}{1,000}$」に、「$\frac{11.38}{1,000}$」を「$\frac{11.56}{1,000}$」に改め、同条第２項の表中「$\frac{43.50}{1,000}$」を「$\frac{45.50}{1,000}$」に、「$\frac{5.69}{1,000}$」を「$\frac{5.78}{1,000}$」に、「$\frac{46.72}{1,000}$」を「$\frac{48.29}{1,000}$」に改める。

附則第６条第１項第１号中「25,000円」を「25,000円（当該療養の給付等の計算の基礎となる療養を受けた月における標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、50,000円）」に改め、同項第２号中「50,000円」を「50,000円（当該高額療養費の計算の基礎となる療養を受けた月における標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、100,000円）」に改める。